

2022年10月からiDeCo(個人型DC)のルールが変わります

これまでは企業型DCの加入者がiDeCo(個人型DC)に加入することは、企業型DC規約に定めがない限り原則できませんでした。

2022年10月より法令が改正され、原則としてiDeCoの加入が可能となります。iDeCoのご検討に当たっては以下の要件をご確認ください。

はじめに:iDeCo(イデコ)って何？

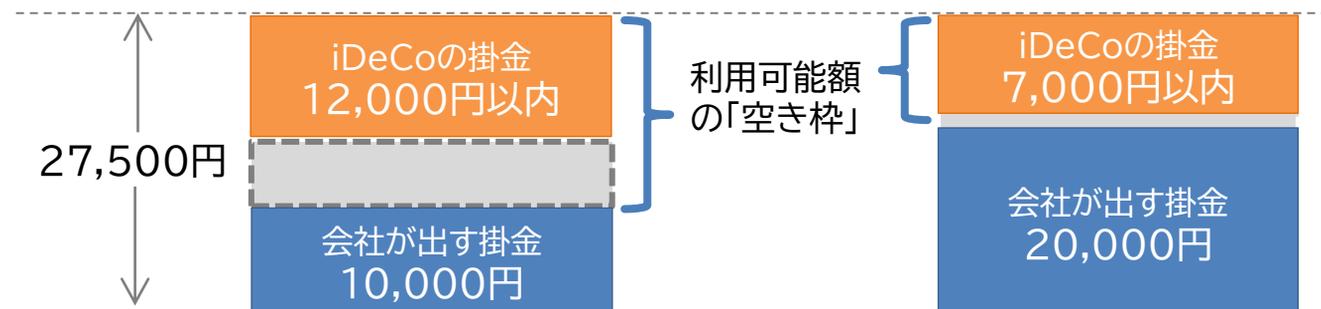


iDeCoは個人型DCとも言います。皆さんの会社にある企業型DCでは会社が掛金を出すのに対して、iDeCoは自分で掛金を出す制度です。まずは制度の特徴を確認しましょう。

〔iDeCoと企業型DCの比較〕

	iDeCo	企業型DC(会社が出す掛金)
位置付け	個人が金融機関を選択して申し込む	会社制度として加入する
運用商品	金融機関ごとにラインナップが異なる	会社が決めたラインナップから選択
税メリット	あり(拠出時・運用時・給付時)	あり(拠出時・運用時・給付時)
利用可能額	5,000円以上1,000円単位で選択 上限12,000円 会社が出す掛金との合計で27,500円以内	会社の決めた金額 上限27,500円以内

事例(1) 企業型DCの会社が出す掛金が月額10,000円と20,000円の場合



今まで会社が出す掛金だけでは使い切れていなかった「空き枠」を、iDeCoに加入することで有効活用できるんだね。良さそうな気がするけど、他に注意点は無いのかな？



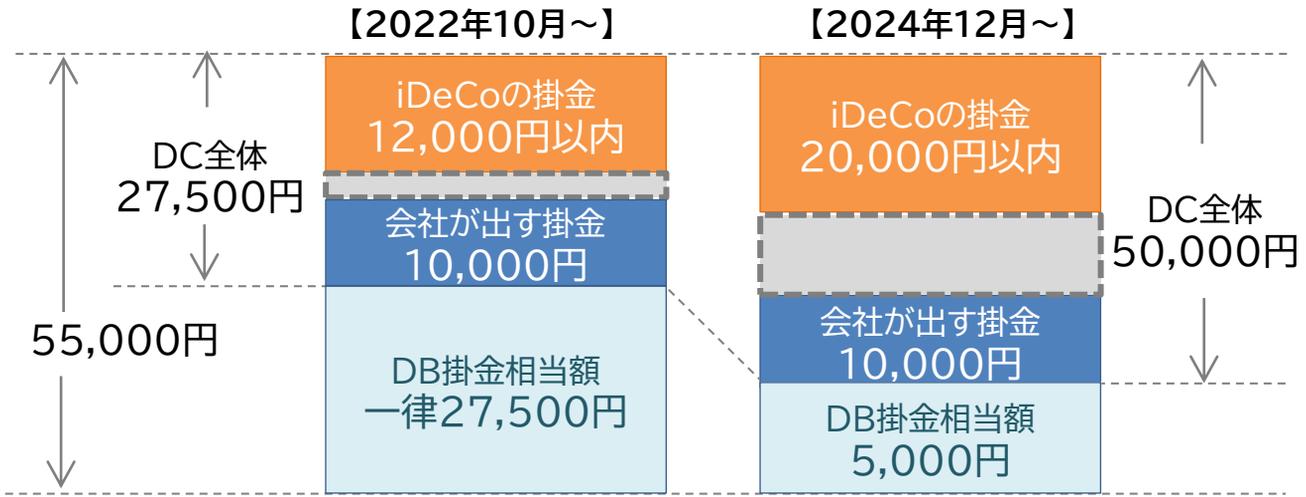
予告:2024年12月から法令がさらに変わります



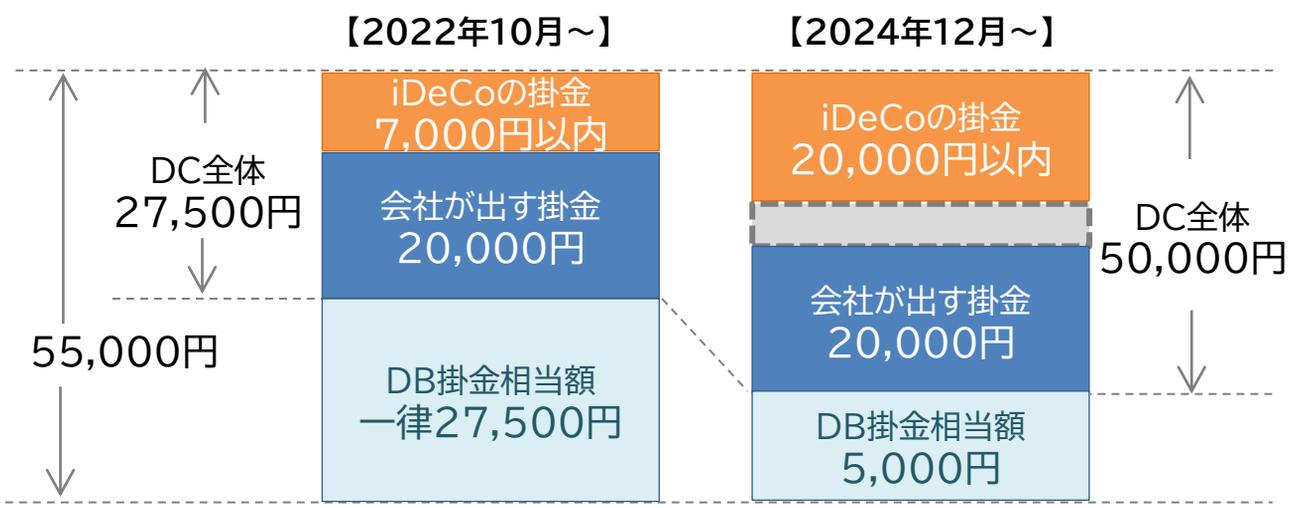
これまでDC全体の利用可能額は一律27,500円でしたが、2024年12月以降は「55,000円から一律のDB掛金相当額を差し引いた残り」となり、**皆さんのDC利用可能額が増減する場合があります。**また、iDeCo単独の利用上限額は20,000円に引き上げられます。

【用語解説】DBは「確定給付企業年金」の略で、企業型DCとは別に会社が運営している企業年金制度です。

事例(2) DB掛金相当額が月額5,000円、DCの会社が出す掛金が月額10,000円の場合



事例(3) DB掛金相当額が月額5,000円、DCの会社が出す掛金が月額20,000円の場合



当基金のDB掛金相当額は**月額5,000円**となりますので、(他にもDB等に参加している場合は、その掛金相当額を当基金の掛金相当額に合算したうえでDC拠出限度額を算出する必要があります)DC全体の利用可能額は**月額50,000円**となります。

iDeCoの利用可能額は「DC全体の利用可能額から会社が出す掛金を引いた範囲内」かつ「月額20,000円以内」となるため、利用を考える際はこの変更も考慮しましょう。

(注意) DB掛金相当額は定期的な見直し等が行われるため、それに合わせてDC全体の利用可能額も見直しが行われます(2024年12月より前に見直しが行われる場合もあります)。